

福井県報

号外第72号
令和5年
6月15日(木)
火曜日発行

告示

目次

○福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則第二条第一項の規定に基づく採捕の禁止(二七一・水産課).....1

告示

福井県告示第271号

福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和2年福井県規則第58号)第2条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月15日

福井県知事 杉本 達治

福井県資源管理方針(令和5年福井県告示第219号)別紙1-2に規定する福井県くちまぐろ(大型魚)漁船漁業等における漁獲量の総量が令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあるとして、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1項に掲げる場合に該当すると認める。

なお、この告示に係るくちまぐろ(大型魚)を採捕してはならない期間は、令和5年6月16日から令和6年3月31日までである。

令和五年六月十五日発行
発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県